

愛ビ協第 2025-345 号
2025 年 10 月 27 日

ビルメンテナンス業務発注者様

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会
会 長 吉 田 治 伸

**ビルメンテナンス業務に係る 2025（令和 7）年度最低賃金上昇に伴う
契約金額の変更に関するお願い**

時下、ビルメンテナンス業務発注者様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、当協会の運営や事業活動の推進につきましては、日ごろから、ご指導、ご支援をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、近年の最低賃金の上昇は著しく、本年は、全国加重平均額で過去最高の 66 円の引上げであり、本県でも時間額 1,140 円に改定され、引上額 63 円(5.85%アップ)は過去最高となっております。

私たちがご契約いただいているビルメンテナンス業務は、必要な技術と技能を習得させた作業員を配置して施設の衛生的で快適な環境と安全を提供するものであり、そのコストの 70%以上を人件費が占める典型的な労働集約型産業です。

しかし、形のない目に見えない業務内容であるため、労働者一人ひとりの賃金や最低限の労働条件である社会保険などを契約金額に反映させることについての理解が得られにくい状況にあります（後述する国の労務費指針においても、ビルメンテナンス業はコストに占める労務費の割合が高く、かつ、労務費の価格転嫁が進んでいない業種であると指摘されています。）。

契約金額が永年にわたりほとんど変わらない中で、毎年、最低賃金の見直しに伴い年々増加する人件費を他の費目を転用して支払うように努めておりますが、収益率が 2%以下まで低下し、低賃金のため労働力の確保も難しく、業務の遂行にも影響しております。

上昇する賃金とそれに伴い負担も増す社会保険料などの労務費が契約額に適切に転嫁されなければ、雇用の維持が困難となり、倒産も懸念される状況が目前に迫っております。

一方、国は、「物価上昇を乗り越える持続的な構造的賃上げ」を実現するためには、労務費の適切な転嫁により中小企業が賃上げの原資を確保できる取引環境の整備が重要であるとして、令和 5 年 11 月に内閣官房及び公正取引委員会が策定・公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費指針）において、発注者・受注者双方の立場からの行動指針を示し、当該指針に沿った適切な対応を求めています。

(参考) 労務費指針(概要)抜粋

2 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

○労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと】

○受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

また、本年6月に閣議決定・公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(実行計画2025)並びに「経済財政運営と改革の基本方針2025」(骨太の方針2025)においても、労務費の価格転嫁や物価上昇を上回る賃上げの普及・定着の更なる推進を図ることとされております。

さらに、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁の適正化を図ることを目的として「下請代金支払遅延等防止法」(下請法)が本年5月に改正され、来年1月1日から「製造委託等に係る中小受託業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(通称：中小受託取引適正化法。略称：取適法)として施行され、これにより、価格据え置き取引への対応として、協議を適切に行わない代金額の決定が禁止されることになりました。

つきましては、発注者様におかれましては、以上のような政府の取組を踏まえるとともに、私たちの苦しい状況にもご理解を賜り、今般の最低賃金上昇に伴う対応として、下記に掲げる事項を実施していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 現在の契約について、最低賃金の上昇に伴う契約金額の変更を行い、本年度の最低賃金上昇率(5.85%)以上のアップをすること。
2. 前項のアップ率については、近年の最低賃金引上げ分に係る契約金額の変更がされていない場合は、その分も含めたアップとすること。
3. 次年度以降も、最低賃金、物価高騰の価格転嫁を考慮すること。

<参考資料>

- 1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)
- 2 「2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！」

<問合せ先>

一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会事務局

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目1番10号 伏見フジビル8階

TEL: 052-265-7536/FAX: 052-265-7537/E-MAIL: aichibm@lilac.ocn.ne.jp